



右から勝本社長、小林社長、笠原取締役
今年9月1日に商号を「保険相談
サロンF.L.P.」に変更、生・老・
病・死の4つの人生の経済的リスク
に備えるための保険相談サロンとして
新商号出店第一号店が保険相談
サロンF.L.P.、「ららぽーと新三郷
店」となる。店舗内に入ると

同業5社に競り勝ち出店

(株)F.L.P. ららぽーと新三郷店がオープン

ららぽーと新三郷店は9月17日(月)にオープンしたばかりの大規模商業施設。近隣には「IKEA」「COSTCO」といった話題の商業施設もあり、多くの人が集まるショッピングモールとして注目されている。

P. ららぽーと新三郷店は、その1階の入り口すぐの好立地に店舗を構えている。実は出店にあたり、同業他社5社と競合した。出店企業に選定された勝利P. L. P. を7店で運営してきた。

る株式会社F. L. P. の小林尚哉社長は「当社の築いてきたブランドイメージが評価された」と分析する。

同社ではこれまで大型商業施設内に限定した好立地で出店してきており、医療保険ショップF. L. P. を7店で運営してきた。

そこで、今こそ、顧客やセ

ンクの「天下統一」を実現したのは徳川家康ではないだろうか。変革の激しい時代に「啼くまで待とう」のス

トギス」の織田信長、「啼くまで待とう」と語る。

「AS-BOX」がアプリケーションの勝本竜二社長は「AS-BOX」を導入した第一号がF. L. P. 社だ。お客様CSBの特長は既契約でもサービスの向上だけではなく、帳票出力時間の短縮やコスト削減効果もあり、面談数増加も見込める」と語る。

2つのシステムで包摵管理実現

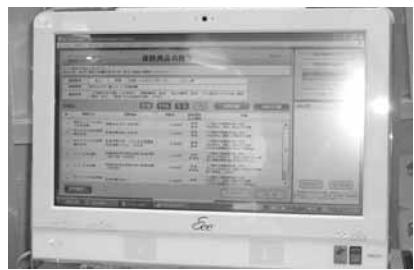
小林社長は「商談履歴や、お客様にお渡しした資料の履歴もすべて一元管理できるので、担当者が不在であっても、スマートフォンと組み合せ、ライフイベントや契約更改情報などをストアから自動的に抽出

・管理でき、メールで各

担当者へ配信も可能となる

ムが構築可能だ」と自信

3年後こ50店舗を目指す



タッチパネル
L. Light」がアプリケーションの勝本竜二社長は「AS-BOX」を導入した第一号がF. L. P. 社だ。お客様CSBの特長は既契約でもサービスの向上だけではなく、帳票出力時間の短縮やコスト削減効果もあり、面談数増加も見込める」と語る。

小林社長は「商談履歴や、お客様にお渡しした資料の履歴もすべて一元管理できるので、担当者が不在であっても、スマートフォンと組み合せ、ライフイベントや契約更改情報などをストアから自動的に抽出

・管理でき、メールで各担当者へ配信も可能となるムが構築可能だ」と自信



生 保 版

第1~4月曜日発行
発行所 新日本保険新聞社
大阪市西区朝本町1丁目5-15
(郵便番号550-0004)
電話 (06) 6225-0550 (代表)
FAX (06) 6225-0551 (専用)
購読料 1か月2100円
(消費税、送料込み)
©新日本保険新聞社 2009

シンニチ保険Web
www.shinnihon-ins.co.jp
購読者専用サイトのパスワード
yourmind
(2009年12月31日まで)
※「1月」と「7月」に変更します。

零標 河内「天
秀吉が永眠
し、徳川家康
の天下統一に
移る段階に入った。
現代では、時あたかも「政権交代」が行われ、ドラマの展開内容にも関心が強まっている。時のリーダーが変わることで、その時代の情勢が大きく異なるのは、当然だが、いずれの人々も、その時代の指導者として天下統一の道を歩んでいる。

戦国時代の天下人の性格を語るものとしては「殺してしまえホトトギス」の織田信長、「啼かしてみようホトトギス」の豊

トギス」の徳川家康でないだろうか。変革の激しい時代に「啼くまで待とう」のス

(企業紹介)

アートグリーン株式会社

東京港区に本社をおき、洋ラン・種苗の生産・卸売り、生花全般・観葉植物の卸売り、アートフラワー・造花の製造・リース、台湾胡蝶蘭の輸入・卸売りなど花に関わる事業を幅広く行う。沖縄に胡蝶蘭の苗工場を有している。取引先企業は日比谷花壇をはじめ約300社、年商10億円。

単独経営減少し、大手の傘下が増える

■アートグリーン社の強み

- ・花に関する幅広い事業を展開しており、顧客のさまざまなニーズに応えられる。
 - ・利益率の高い胡蝶蘭を安定供給するために、18年前から沖縄に苗工場を有する。
 - ・気候の安定した台湾の契約農場で胡蝶蘭を育成し、鮮度にこだわった在庫管理を徹底している。
 - ・東京・大阪では社員が直接顧客へ配送。
 - ・日比谷花壇をはじめ、多くの有名店に商品を納入している。

■ フラワービジネスの現状と課題

- ・胡蝶蘭など、高級生花の生産者が、低価格を嫌い、卸を通さずインターネット等で直接販売するケースも増えている。
 - ・仕入れ価格が市況に影響され変動するので、在庫を持ちにくい。そのため単独経営の店が減少し、大手販売店の傘下に入り、卸から直接必要な商品を入荷するケースが増えている。
 - ・売上増は、販売管理費の増加につながるため、収益悪化の要因になることもある。

――一度お取引された顧客とは長くおつきあいするといふ您的の御意見ですか。

▲氏 当社の商品の品質に満足しておられたお客様がお多く多いですが、やはりよりの価格が安い他社へ流れる顧客がいる場合もあります。

さんとの価格に追随していく
す。
われわれが一般顧客に販
する場合は、ブランド力のそ
る日比谷花壇さんと同額で販
売するわけにはいきません。
どうしてもそれより安い価格
での提供になります。変動す

するのです。
——街の花屋さん

は増え
とほいえ、生花は
くくなることはあります
市場価格についての注目
先を見る読みがあれども
まだ可能性のある面を
だと思います。
—— 今日おひる
とのじかんこました。

需要がな
せんし、
知識や、
は、まだ
曰い業界

トクリーン社は、生花事業を中心に行なっているとお聞きしましたが、取り扱っておられる商品はどんなものがあるのですか。

業界の雄、日比谷花壇に生花を納入
沖縄に胡蝶蘭の工場を所有

人事異動や定年退職、支店開設やお客様のお祝いなど、保険営業に従事している人は、花と接する機会も多いことだと思う。今回ご紹介する企業、アートグリーン株式会社は、一般的の知名度は決して高いとはいえないが、フラワービジネスに携わる人にはよく知られた「知る人ぞ知る」企業。業界の雄として有名な日比谷花壇に生花を卸し、生花・観葉植物の販売や胡蝶蘭の輸入・卸売りなど、フラワービジネス全般で事業展開している。そこで今回は、同社で法人向け営業を担当しているAさんを訪ね、同社の業務内容やフラワービジネスの現状について話を聞いた。

すね。社長就任のお祝いや、新年度スタート、新店舗出店などのお祝い時の胡蝶蘭を届けたりしています。この数年では、エコ対策として職場に観葉植物を置く企業が増えました。後は社員の誕生日

—— パーツの収益が大きいです。
—— そのうちAさんがどう
担当されている企業数はどの
くらいあるのですか。
△B 約35社の企業です。
ね。毎月コンスタントにご注
文いたぐる企業もあれば、年
に数回程度の注文の企業など
さまざまです。
—— 花の生産者とはじめの

数多く入っているものをある程度育てた段階で根だけをり分けて卸しています。台の農場と契約しているのはあちらは温度が安定していため胡蝶蘭の生産に適するからです。

実は、当社は有名な日比
花壇さんにも商品を納めて
ます。また、大手のホーテル
系列の生花店、金融機関で
メガバンクの物販子会社、不動
産会社、建設業、サービス業
などの一般企業の系列物販とも
取引があります。アーチ
クリーンという社名は、あ

の 実情

谷
い
ル
は
大
品
見
た
人
は
ず
す
よ
う
じ
ア
氏
胡蝶蘭は高価な
ですから、需要がないとき

いま商品では、手入れさえしていれば、比較的長く持ちはます。やはり、低価格の企画ものを総務担当に持ち込んだり、物販子会社のカタログに広告を出稿したりすることが多いですね。お祝い事のニーズを探すことでも大切です。

を語る

**価格変動への対応力が力ギ
売上増が収益悪化の原因になること、**

— 生花ビジネスの難しさ —

いところは、
A氏 仕入れ価格が安定しないところが最大の難点で、工場製品と違い、安く作って、安く販売することができません。仕入れ価格が毎日

販売価格の折り合いをどうつけるのがポイントとなります。

もう一つ、難しい問題があります。取扱商品を増やすすぎたり、売上を上げすぎたり

が、商売をやめてしまわれたお店がたくさんあります。なぜだと思いますか？

それは在庫を持てないからです。実は店頭の生花（切り花）の4割はロスだといわれています。利益率の高い高価

—— 生花ビジネスの難しさといふのは、
A氏 仕入れ価格が安定しないところが最大の難点です。工業製品と違い、安く作って、安く販売することができません。仕入れ価格が毎日変動するのです。一方、販売先の日比谷花壇さんが当社から仕入れる価格は固定されたり仕入れる価格は固定されたり、利益を上乗せした同業界では日比谷花壇さんのブランド力は絶大であり、価格決定力を持っています。大手チェーン店は皆、日比谷花壇さんの価格に追随しています。

もう一つ、難しい問題があります。取扱商品を増やしたり、売り上げすぎたりすることも収益悪化の原因になります。というのは、販売量が増えると、どうしても人手が必要になり、配達や製品管理などの販売管理費が大幅に増加してしまいます。ですから経営上は、一定水準のところで売上が推移しているほうが、会社としては安定するのです。

それは在庫を持てないからです。実は店頭の生花（切り花）の4割はロスだといわれています。利益率の高い高価な胡蝶蘭でも売れなければ枯れてしまい、損失になるので、予約でもない限り手元に置いておくことはできません。自分のところで在庫を持てないのであれば、大手の傘下に入つて、当社のような卸から仕入れるよりほかに手段がないのです。

とはいって、生花は需要がなくないといふのは、

—— 生花をやめてしまわれたお店がたくさんあります。なぜだと思いますか？

われわれが一般顧客に販売しているのですが。
する場合は、ブランド力のある日比谷花壇さんと同額で販
売するわけにはいきません。
どうしてもそれより安い価格
での提供になります。変動す
ているよつですが。
▲氏 当駅の近くの花屋さ
んは、ほんすべてが大手のチ
ーン店です。昔は、街なか
の少し離れたところにも花屋
さんはたくさんありました
市場価格についての知識や、
先を見る読みがあれば、まだ
まだ可能性のある面白い業界
だと思います。
—— 今日はじつもありが
とのじかにました。

フラワービジネスの実情を語る

●保険営業プロならではの世界をつくる●

顧客をぐっと引き寄せる話

(株)エフ・ビー・サイブ研究所 森 克宣 (-6-)

◆社会的存在価値?

ビジネスマン個人あるいは資産家は後に回し、まず事業経営者に目を向けよう。もちろん、その事業には一般企業も医業などの特殊な事業も含まれる。さて、いわゆる中堅中小、あるいは中小零細と“呼ばれる”事業の“社会的存在価値”は、どこにあるだろう。また、そんなふうに考えたことはあるだろうか。

そもそも、当の経営者が“自分の事業の社会的存在価値”を考えてもみないのが普通だから、皆様方はなおさらかもしれない。しかし“存在価値を深く省みないこと”は、意外に様々なマイナス要因を作っているのだ。それは決して保険を買いくい、売りにくい状況を作るというだけではない…。

◆意外に強い暗黙の評価

小さい企業の経営者が“自らの社会的価値”を考えない理由は、『そんなもの“ない”』という内面からの答えを恐れるからかもしれない。現実に、恐らく皆様方にも、大企業の一流性に比べ、小さい企業は二流だという“暗黙の評価”があるかもしれないし、小さい企業は、スマートな大企業では決して受けない“汚れ仕事”的な業務を請け負うという思いを消せないかもしれない。

そうでなくとも『優秀な人材は大企業へ行く、中堅中小企業には行かない』という言葉を“やむを得ない社会傾向”として是認してしまうだろう。そんな思いが心の底にあるとしたら、経営者との共感点や信頼関係など生まれるはずがない。

◆経営者側の“あきらめ”

逆に『どうせ私は、マスコミに“社会の底辺”と呼ばれる中小零細事業経営者だ』と経営者側が“あきらめ”ていたのでは、皆様方がどんな“前向きの価値評価”を伝えて、心の扉は開かない。そんな事情は、保険営業と関係ないと思うだろうか。

否、実は“考え方や思想的な侧面”の深いところで、“価値を認め合う”姿勢が軽視されてしまうから、保険も“損得”的な話にとどまってしまい、結果として今の『不況=保険は無理』という構造ができてしまうのではないだろうか。

本来なら、不況時でも小さい企業が社会的に必要なように、どんな環境下でも保険の話は尊重されるべきなのだ。では、問題にすべき“価値”とは何なのだろうか。

◆真の価値としての“専門性”

そもそも経済社会は、大企業だけでは成り立たない。それは決して“低賃金労働”が必要だからではない。現に、大企業従業員よりもはるかに高給をとる中小零細事業も少なくはないのだ。

結論を急ぐなら、大企業だけでは経済が成り立たないのは、そこに、大企業内部では育成できない“ビジネス要素”があるからだ。そして、それこそが“専門性”なのだ。昨今の大企業は、専門職位制をとっているケースもあるが、それでも大企業は“ローテーション”を基本として回っている。人材は、1つの業務や機能の専門性を深めるより、与えられた3年や5年で“目に見える成果”を出すことを求められるのだ。

◆自分の価値に気付かない

一方、株式を公開もせず、誰からも“評価”を受ける必要のない小さい事業の経営者は“短期の成果”とは無縁でいられる。そうでなくとも、1つの仕事に取り組み続けるとしたら、嫌でも“専門性”は深まってしまう。それがあまりにも深いから、

まず顧客に共感する。それは次に顧客発の共感として戻って来る。こうして“関係”が響き合う。



ら、当の本人には“当たり前のこと”でしかない”ほどの状況になるわけだ。経営者自身が自分の事業の価値に“気付いて”いること

さて、ここで少し“直接的”な保険アピール視点を離れてみよう。そして“顧客”自身を“研究”する入り口に立つみたい。それは顧客に保険への共感を求める前に、顧客に共感するためだ。顧客に限らず、人は『自分に共感してくれる人に共感する』からだ。

とだ。

たとえば、あっという間に見事に“壁紙”を張り替えるリフォーム職人には、むしろ素人にはそれができないことが不思議そうだ。だから『いやあ、誰でもできることですよ』と言う。そんなものだと申し上げているわけだ。

◆専門性の本姿とは?

こんな話をすると『いやあ、うちはただの〇〇屋で“専門性”などとは無縁だ』という経営者もいるだろうが、もし“他に抜きん出て生産性が高い業務”を持っているなら、それが“専門性”なのだ。

あっという間にラーメンを作る、あっという間にエアコンを取り付ける、あっという間に洋服を縫い上げることができるなら、それが“専門性”だということだ。もちろん“洋服を縫う人”は大企業にもいるが、大企業の従業員は決められた機械で、決められた作業をしていることが多いだろう。ここで問題にしているのは、新しいデザインにも“抜きん出たスピード”で対応できる人のことを言っている。

◆もう1つの重要点

確かに最近、大企業でも、1つの職場を長く務める人の“専門性”が話題になっている。たとえば60歳定年で会社を去る、飛行機のパイロットや工場現場の技師たちの“穴”は、決して機械やシステムでは埋められないことが“実感”されるからだ。

しかし、中堅中小零細企業の経営者は、単に“専門性”を持つばかりではなく、それを“収入に替える”活動をも行う。そこが違うところだし、そこに“経営者の課題”が生まれて来るわけだ。

◆求められる“深い話”

そんな『社会性の話が営業の何に役立つか』と疑問を感じられるだろうか。もし、そうなら『そんな社会性の話を意識できていないから、経営者の心に深く響く言葉を、絶好のタイミングで放てないのではないか』とも考えてみていただきたい。少し遠回りだが、これは非常に大切なテーマなのだ。

しかも、このテーマを“ほんの少し”掘り下げるだけで、保険営業者の皆様は、経営者にとって“経営”自体と一緒に考える“貴重な存在”になれる。難しい経営理論ではなく、また経営者がなかなか理解しないリスクやファイナンスの話でもなく、“経営”そのものについて“話ができる”人になるわけだ。

◆経営者にアドバイス?

もちろん、一気に経営の“指導者”になることもあり得ると思うが、そこまで考えなくても、保険営業者だからこそできる“経営アドバイス”があり得ると申し上げたいのだ。そして、その“アドバイス”が“建設的”なものなら、顧客との距離を縮めるだけではなく、“保険の話”にもつなぎやすくなるはずなのだ。

そこで次回以降、“経営者へのアドバイス視点”を整理するとともに、組織経営をしていない“資産家への提案視点”やローテーションの中で生きる“ビジネスマンへの提言視点”へ順次広げて行こう。

ちょっと遠回りした後は、再び“アプローチ法”的な話に戻るなら、そこには“違った側面”が、より浮き彫りになっているはずなのだ。

株式会社エフ・ビー・サイブ研究所

代表取締役 森 克宣

URL : <http://www.fbcibe.co.jp>

【保険営業に役立つヒント情報サイトのご案内】

URL : <http://www.e-hint.jp>

保険営業 ヒント 検索



塵も積もれば山となる! 家計の節約術

~政権交代で私たちの暮らしはこうなる?!~

今回は、「家計の節約術」と題して、身近なところから始める節約をテーマにまとめてみました。先の選挙で民主党が圧勝したことから、私たちの暮らしに関わるさまざまなことが変わりそうです。年金制度改革や所得税の扶養控除の見直しなどは今回の内容にも直接影響があるところですが、それ以外にも雇用の問題、後期高齢者医療制度の廃止など、これからどう変わるかは民主党のお手並み拝見、ということですね。

《節約術①》住宅ローンの繰り上げ返済

こつこつ貯蓄しても、低金利の続く現在では利息も期待できません。大手銀行の1年ものの定期預金の金利はわずか0.15%です。同じ銀行の住宅ローン金利は、たとえばフラット35（保証型）で8月時点では3.36%でした。住宅ローンが残っているご家庭なら、繰り上げ返済が有利なことは言うまでもありませんね。下のグラフは住宅ローンの繰り上げ返済試算例です。条件は2007年1月に融資を受け、当初の借入金は3000万円、固定金利（20年）4%です。元利均等返済タイプで毎月の返済額は18万1794円。2010年1月に100万円を繰り上げ返済に充てるということで、試算してみました。結果は、103万4763円の内入れ

で、返済総額は199万9734円減少します。このうち、利息分は96万4971円ですので、この利息分の支払いが不要になります（利用しているローンによっては別途手数料がかかりますのでご注意ください）。グラフが示すように、借入当初は返済額のうち、利息の占める割合はかなり大きめで、その後元金部分の返済が増えてきます。繰り上げ返済をするなら早い時期のほうがより効果がある、ということですね。

《節約術②》保険料の節約あれこれ

家計の節約と言えは、「保険の見直し」も重要ですが、必要な保険内容の見直しとともに、更なる節約方法を探してみました。まず1つ目は、たばこを吸わない健康体の人向けの保険です。下記の例にあるように、標準体の人の保険料と比べたらその差は月々3,800円安くなる、年間では4万5600円節約になります。たばこ産業の「平成20年度全国たばこ喫煙者率調査」によれば、成人男性の喫煙率は39.5%で、17年連続で減少しているそうです。それでも、30歳から50歳までの男性の喫煙率は46%を超えていました。今すぐやめたからといって、すぐには「健康体」とはならないでしょうから、次回の更新時に見直せるよう、これを機に禁煙を、というのはいかがでしょうか。2つ目は保険料の年払いです。節約できるのは月払いに比べて約5%ほどですが、年間約9000円の節約でも、それこそ塵（ちり）も積もれば山となるで、30年かけ続けければ約27万円もの節約につながります。

《国民年金基金加入で節税効果》

政権交代によって、公的年金制度も今後大きく変わるかもしれません、現状では、自営業者が加入する国民年金は、40年間加入してもらえる年金は65歳から月々約6万6000円です。夫婦2人分を合わせても1ヶ月13万2000円ですから、これでは老後の生活はなんとも心細いですね。そこで国民年金（老齢基礎

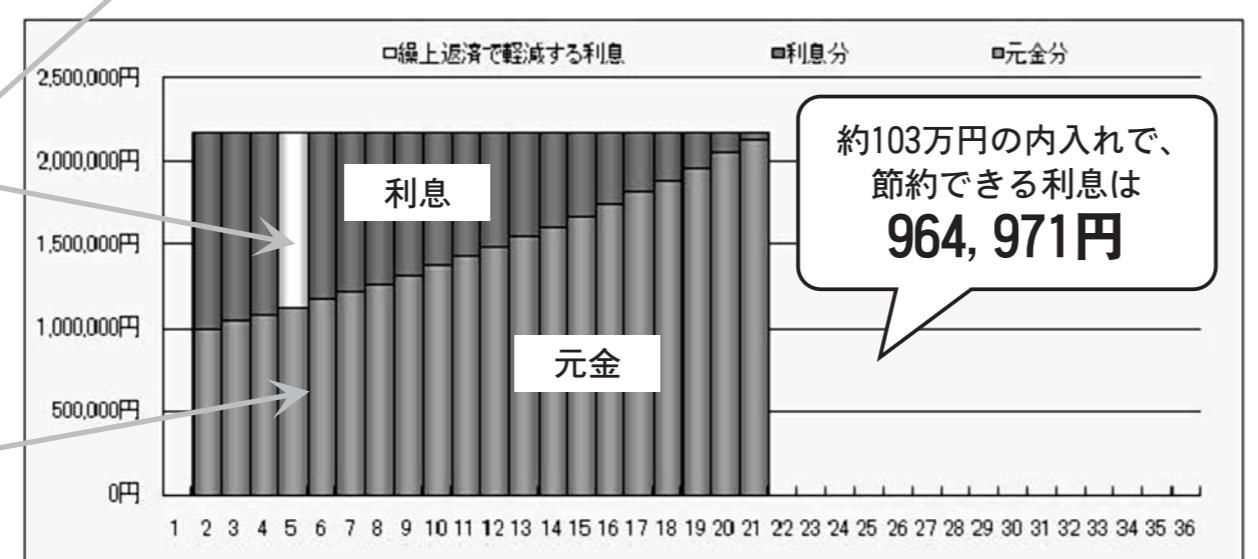
節約術① 住宅ローンの繰り上げ返済

◇住宅ローンを繰り上げたら……(期間短縮型) 例：2010年2月分から100万円の繰り上げ返済をしたら……

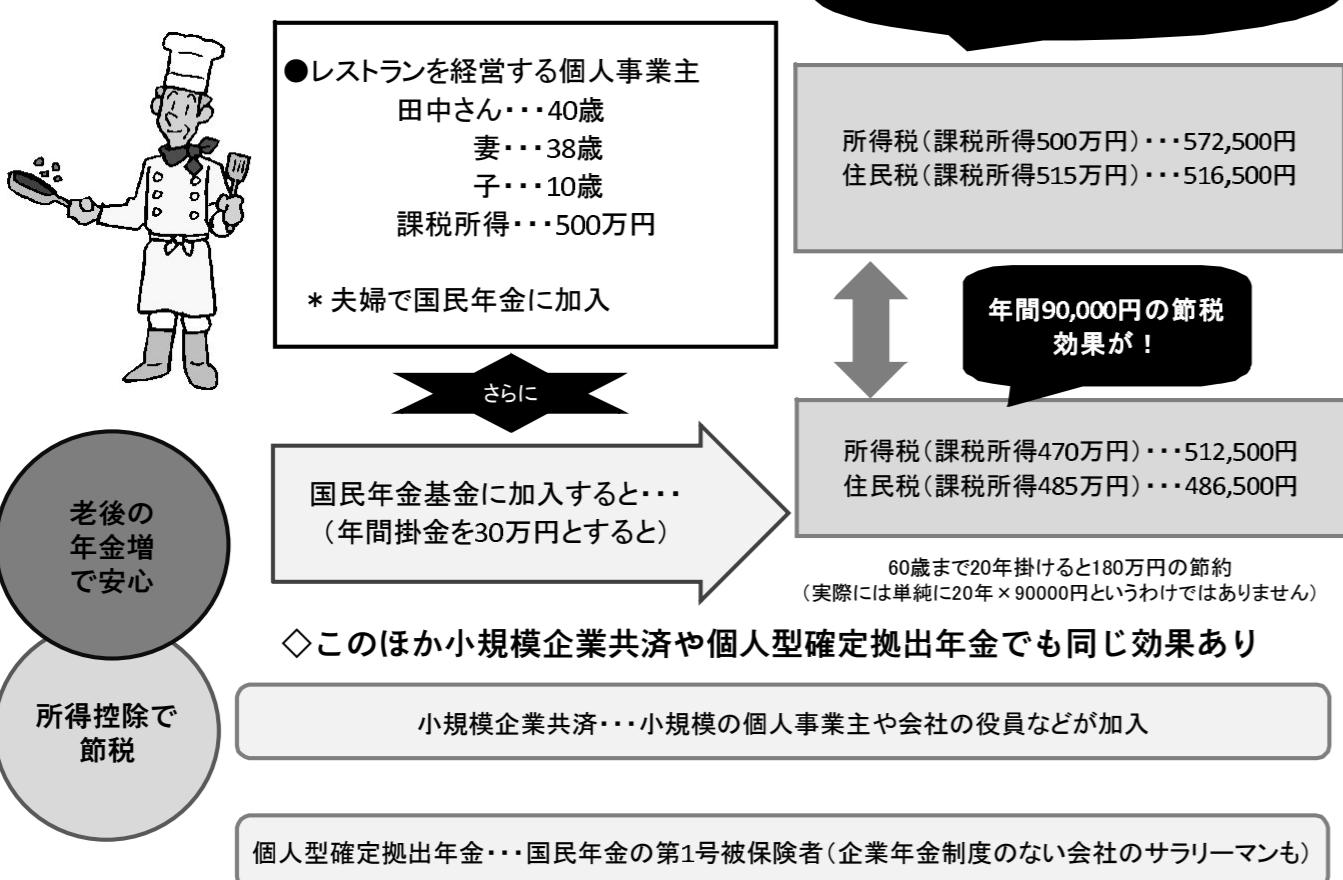
返済月日	2009/12	2010/01	2010/02	2010/03	2010/04	2010/05	2010/06	2010/07	2010/08	2010/09	2010/10	2010/11	2010/12	2011/01
返済額	181,794	181,794	181,794	181,794	181,794	181,794	181,794	181,794	181,794	181,794	181,794	181,794	181,794	181,794
元金分	91,898	92,205	92,512	92,820	93,130	93,440	93,752	94,064	94,378	94,692	95,008	95,325	95,642	95,961
利息分	89,896	89,589	89,282	88,974	88,664	88,354	88,042	87,730	87,416	87,102	86,786	86,469	86,152	85,833
元金残高	26,876,960	26,784,755	26,692,243	26,599,423	26,506,293	26,412,853	26,319,101	26,225,037	26,130,659	26,035,967	25,940,959	25,945,634	25,749,992	25,654,031

繰り上げ返済をすることにより、この期間分の利息の支払いがなくなります。低金利の今、余裕資金があれば積極的に活用しよう。
(節約できる利息は借入金利や繰り上げの時期で変動します)

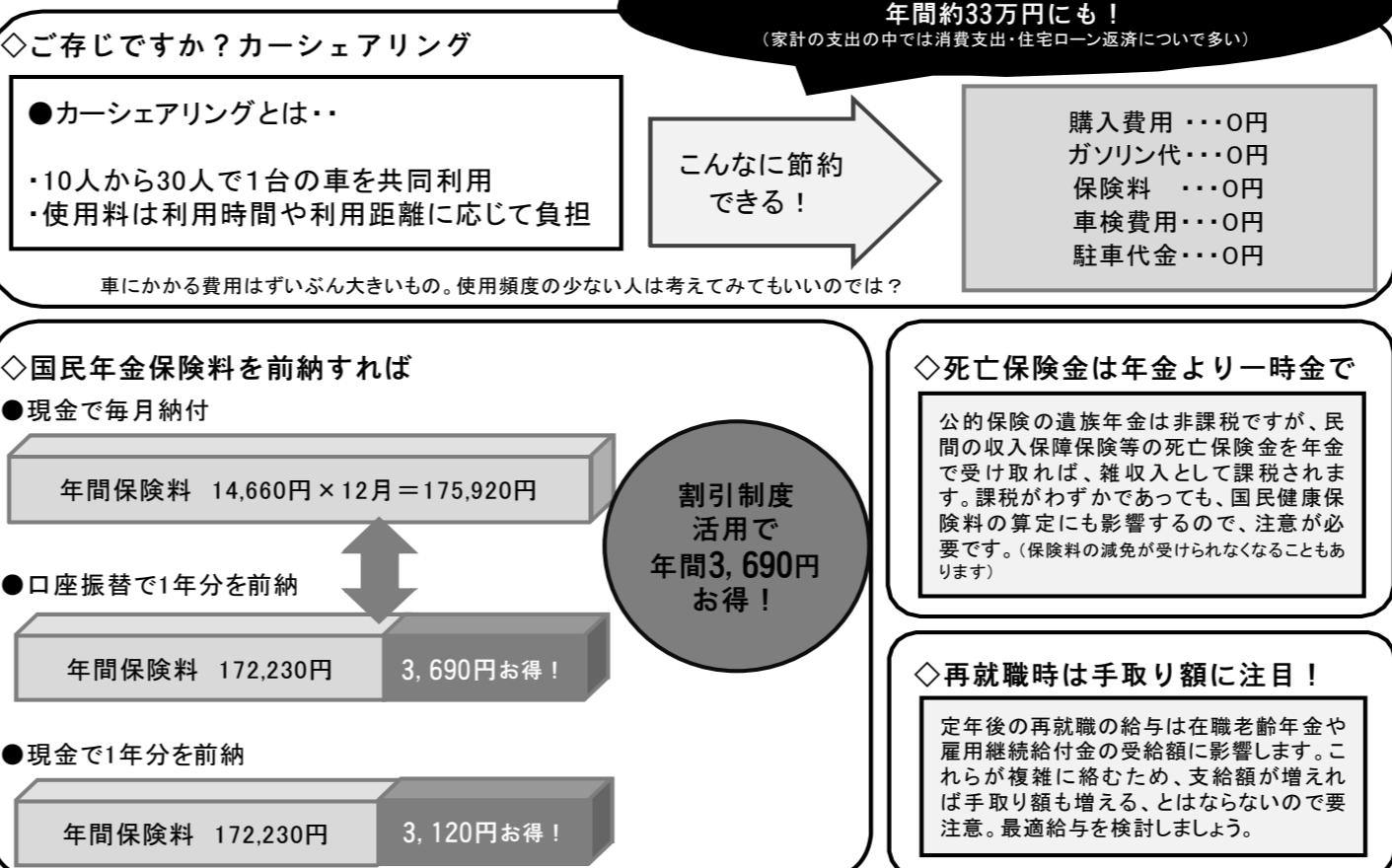
ここで繰り上げ返済をすると



節約術③ 国民年金基金加入で節税



節約術④ その他の節約術あれこれ



☆新日本保険新聞社 新商品のご案内☆

パワーポイント・スライドによる保険説明ツール

『らくちんコンサルティング 第4集』

パワーポイント・スライドCD-ROM（販売元：FAP）



●注文書 ●(平成21年 月 日)

送信先 株式会社新日本保険新聞社 (FAX 06-6225-0551)

らくちんコンサルティング 第4集 ライフプラン編 個

●会社名 ●支社名

●機関名 ●担当者名

(〒) ●送付先

●TEL ●FAX

FAPはどの金融機関にも属さず、公平・中立な立場からコンサルティングを行う独立系FAPの集団です。

資料請求先 事務局 TEL : (06)6648-7657
ホームページ http://ThatsLife.jp
FPネットワーク FAP Financial Planners Associate Products



塚原ブロック長

「基調講演ではアーマード
モーレンもマッチしたペス
ーカーとして日本中に夢
を広げたいと熱い想いで
全国講演を続けている大
嶋さんにお話ししただが
く。また、分科会では今
も「とも旬なペスーカー」
として各分野のプロ、ト
ップセールスに今日から
すぐに使えるスキルを披
露していくだぐ。今日の
研修会に参加する皆様レ



オープン参加で開催

全体研修と6つの分科会

MDRT日本会近畿ブロック（塙原健司ブロック）長（アリコ）は、8月27日午後1時から、大阪市北区の「マダホテル大阪で『信念～DREAMS COME TRUE～』をテーマに夏季研修会を開催した。当ロのプログラムは、基調講演およびハイテンションロビーから構成された全体研修と、1時間ずつ計6コマで行われた分科会の2部構成で行われた。この研修会は昨年に引き続きオープン参加で実施され、会員160名、非会員460名の計620名が参加し、大盛況となつた。

「最初から夢があつて、一マで講演した。
現在の金融・経済危機への対応について、MDR T設立直後に到来した世界大恐慌への先人たちの輝いているのではなく、6年間でつんをやつて仲間から教えてもらつた

のか」であった。「夢叶え方、能力の引き出 方は一生進学でいいと決めていた」と話した。「相手がやる気になら

の永島淨子さんが「自
は本人に責任があり、
死は本人は生きたいが
いつめられた死。助言
必要な家族がいる。

の募金が行われた。
休憩をはさみ、3時30分から5時45分まで、第2部の分科会が行われた。分科会は3つのテーマで開催され、各分科会では、専門家による講演や意見交換が行われた。

「ドクターマーケット」目次
拓」「目からうるさいの」「ミニ紹介獲得法」など、「いずれの会場も真剣な表情で聞き入る参加者の姿

モチベーション・スキルのアップを図る

MDRT日本会 近畿ブロック 夏季研修会

信念～DREAMS COME TRUE～



大嶋啓介氏

締役の大嶋啓介氏が、「夢を持って人は輝く」のは必ず叶う」のテ

可能性のない人はいない

どんな人でも輝くことができ、夢が叶う

「わからぬのや
風舎援すの活動を行つて、
は、神戸で凶死遺児を主

といふ福島正伸氏
や、大脑生理学と
を利用して脳の機
プローチする画期
ウハウ『スーパー

手がやる気になり、興奮するような名刺交換をしてほ

A black and white photograph of a middle-aged man with short dark hair, wearing a dark pinstripe suit jacket, a light-colored shirt, and a patterned tie. He is positioned in front of a microphone, which is mounted on a stand. The background is a plain, light-colored wall.

分科会
から

分科会① 15:30~16:30
齋賀資和氏(ブルデンシャル生命)
吉光隆氏(㈱シャフト 取締役会長)
吉田美智子氏(第一生命)
分科会② 16:45~17:45
丸山明仁氏(アリコジャパン)
山元政博氏(MDRT日本会会长、大同生命)
山下義広氏(「吉いはまなでモトーラ」営業にわる) 著者)

★★マンスリー★★

保険税務

政策の中で注目されるのは法人、とくに中小企業に関する税制です。中小企業に係る法人税の軽減税率を現行の22%から11%へ当面の間引き下げます、「一人オーナー会社」の役員給与に対する損金不算入措置を廃止するとしており、中小企業にとってメリットの大きいものとなっています（その一方で、節税目的の法人成りが増加すると危惧も）。また、生損保の保険料控除額を15万円程度に引き上げるとの方針もあり、実現されれば話題なりそうです。

保険料控除の新制度創設と控除額を15万円程度

8月30日に行われた衆院選により政権交代がなされ、今月16日に民主党を中心とした新政権が発足しました。自公時代の政策が大きく変換されそうですが、「税制」も例外ではありません。具体的には、中小企業の軽減税率引き下げや、生損保保険料控除の新制度創設と所得控除額引き上げなどの方針を打ち出しています。そこで今回は、民主党政権下で税制はどのようになるのか、「民主党政策INDEX2009」から主なもの概要を紹介します。

■税・社会保障共通の番号の導入

真に支援の必要な人を政府が的確に把握し、その人に合った必要な支援を適時・適切に提供すると同時に、不要あるいは過度な社会保障の給付を回避するため、納税と社会保障給付に共通の番号を導入するとしています。

■納税者権利憲章の制定と更正期間制限の見直し

これは、「納税者権利憲章」を制定し、国民の納税者としての意識を高めるため、「確定申告」を原則とするものです。ただし、給与所得者については年末調整も選択できる制度を導入するとしています。

また、納税者の権利を守るために具体的な改革として、納税額の更正等の期間制限が課税庁からの更正と納税者からの修正で異なる点について見直すとしています。とくに納税額の更正等の期間制限が課税庁からの更正増額更正（事後的な納税額の増額）の期間制限が5年であるのに対して、納税者からの更正の請求（同減額）の期間制限が1年である点は早急に見直しが必要であるとしています。

■国税不服審判のあり方の見直し

納税者の権利を重視し、国税不服審判所のあり方や手続きの見直しが図られます。

とくに、その機能を果たすために最も重要な審判官の多くを財務省・国税庁の出身者が占めていることや、証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があることから、国税審判のあり方やその手続きについて、納税者の権利を十分に確保することを基本に見直すこととしています。

■所得税改革の推進

現行の所得控除は、例えば、子育て支援の機能を有している扶養控除（一般）は、同じ38万円の所得控除を適用した場合、高所得者が10万円を超える減税になるのに対して、低所得者では2万円の減税にもならない。一方、所得の高低に関係なく税額から一定額を差し引く税額控除や所得控除から手当への切り替えは中・低所得者に有利な政策である。そこで、人的控除については、子育てを社会全体で支える観点から、「配偶者控除」「扶養控除（一般・高校生・大学生等を対象とする特定扶養控除、老人扶養控除は含まない）」を「子ども手当」へ転換するとしています。また、その際は、年金生活者の負担増とならないよう、年金課税の見直しも行うとしています。

さらに給与所得控除については、特定支出控除を使いやすい形にするとともに、現在青天井となっている適用所得の上限を設ける等の見直しを行うとしています。

■年金課税の見直し

「公的年金等控除」「老年者控除」は、平成16年度改正以前の状態に戻し、「公的年金等控除」について、65歳以上の最低保障額を120万円から140万円に引き上げるとともに、50万円を所得控除する「老年者控除」を復活させるとしています（ただし、適用には所得制限を設ける。この措置によって配偶者控除を整理した場合でも年金生活者の負担増とはならない）。

■住宅ローン減税等

住宅ローン減税については、いたずらに最大控除可能額を拡大するのではなく、バリアフリー化や省エネなどの社会ニーズの高い分野に対して重点的な負担軽減策を講じ、また、自らの資金で住宅を新改築・購入した場合でも、住宅ローン減税と同程度の負担軽減を受けることができる制度（投資減税）を創設するとしています。

■新しい生損保保険料控除制度の創設

生損保など民間保険会社の保険料控除については、社会保障制度を補完する遺族・医療・介護・老後（年金）といった保険商品に対応した、新しい保険料控除制度を創設した上で、所得控除限度額を所得税において15万円程度に引き上げるとしています。

民主党政権で「税制」はどうなる？

「民主党政権INDEX2009」より

※自公政権下で、平成21年度税制改正で生命保険料控除を改組（生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除）することが示されています。

■給付付き税額控除制度の導入

生活保護などの社会保障制度の見直しと合わせて、①基礎控除に替わり「低所得者に対する生活支援を行う給付付き税額控除」、②消費税の逆進性緩和対策として、基礎的な消費支出にかかる消費税相当額を一律に税額控除し、控除しきれない部分については給付をする「給付付き消費税額控除」、③就労への動機付けのため、就労時間の延びに合わせて「給付付き税額控除」の額を増額させ、就労による収入以上に実収入が大きく伸びる形で「就労を促進する給付付き税額控除」の一のいずれかの目的もしくはその組み合わせの形で給付付き税額控除制度を導入することを検討するとしています。

■金融所得課税改革の推進

本来すべての所得を合算して課税する「総合課税」が望ましいものの、金融資産の流動性等にかんがみ、当分の間は金融所得について分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大するとしています。

証券税制の軽減税率については、経済金融情勢等にかんがみ当面維持する考えです。

■消費税改革の推進

消費税は、現行の税率5%を維持し、税収全額相当分を年金財源に充当し、将来的にはすべての国民に対して一定程度の年金を保障する「最低保障年金」や国民皆保険を担保する「医療費」など、最低限のセーフティーネットを確実に提供するための財源にすることとしています。

消費者の負担した消費税が適正に国庫に納税されるよう、インボイス制度（仕入税額控除の際に税額を明示した請求書等の保存を求める制度）を早急に導入する考えです。

また、消費税の公平性を維持し、かつ税率をできるだけ低く抑えながら、最低限の生活にかかる消費税については実質的に免除することができるよう、将来的には「給付付き消費税額控除」を導入するとしています。

■法人税改革の推進

租税特別措置の抜本的な見直しに伴って、企業の国際的な競争力の維持・向上などを勘案しつつ、法人税率を見直すとしています。

また、現在凍結されている欠損金の繰戻還付制度は解除する方針です。

■中小企業支援税制

中小企業に係る法人税の軽減税率は当分の間11%としています。また、「一人オーナー会社（特殊支配同族会社）」の役員給与に対する損金不算入措置は廃止するとしています。

これらの実現については、節税目当ての法人成りが増加するのではないかと危惧される声もあります。

■相続税・贈与税改革の推進

相続税については、「富の一部を社会に還元する」考え方立つ「遺産課税方式」への転換を検討するとしています。

相続税の課税ベース、税率の見直しについては、わが国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成に配慮しつつ検討するとともに、さらに、相続税の課税方式の見直しに合わせて、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税のあり方も見直すこととしています。

■自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税

まず自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止し、自動車重量税および自動車税は、保有税（地方税）に一本化。ガソリン等の燃料課税を、一般財源の「地球温暖化対策税（仮称）」として一本化。そしてこの改革を実現する第一歩として、暫定税率は地方分を含めてすべて廃止するとしています。

中小企業に係る法人税の軽減税率を11%、現行22%に引き下げ！？

34兆1360億円

国民医療費の概況

表1 国民医療費と国民所得の年次推移

年次	国民医療費 (億円)	人口一人当たり国民医療費 対前年度増減率(%)		国民所得 (億円)	国民医療費の 対前年度増減率(%)	国民医療費の 対前年度増減率(%)する比率(%)
		対前年度 増減率(%)	対前年度 増減率(%)			
昭和29年度	2 152	...	2.4
30	2 388	11.0	2.7	12.5	69 733	3.42
40	11 224	19.5	11.4	17.5	268 270	4.18
50	64 779	20.4	57.9	19.1	1 239 907	10.2
60	160 159	6.1	132.3	5.4	2 610 890	7.4
61	170 690	6.6	140.3	6.0	2 680 934	2.7
62	180 759	5.9	147.8	5.3	2 818 190	5.1
63	187 554	3.8	152.8	3.4	3 039 679	6.17
平成元年	197 290	5.2	160.1	4.8	3 222 073	6.0
2	206 074	4.5	166.7	4.1	3 483 454	8.1
3	218 260	5.9	176.0	5.6	3 710 808	5.88
4	234 784	7.6	188.7	7.2	3 693 236	6.36
5	243 631	3.8	195.3	3.5	3 690 327	6.60
6	257 908	5.9	206.3	5.6	3 740 795	6.89
7	269 577	4.5	214.7	4.1	3 742 775	7.20
8	284 542	5.6	226.1	5.3	3 806 211	7.48
9	289 149	1.6	229.2	1.4	3 819 989	0.4
10	295 823	2.3	233.9	2.1	3 689 215	3.4
11	307 019	3.8	242.3	3.6	3 643 409	1.2
12	301 418	△ 1.8	237.5	△ 2.0	3 718 039	2.0
13	310 998	3.2	244.3	2.9	3 613 335	△ 2.8
14	309 507	△ 0.5	242.9	△ 0.6	3 557 610	△ 1.5
15	315 375	1.9	247.1	1.8	3 580 792	0.7
16	321 111	1.8	251.5	1.8	3 638 976	1.6
17	331 289	3.2	259.3	3.1	3 658 783	0.5
18	331 276	△ 0.0	259.3	△ 0.0	3 735 911	2.1
19	341 360	3.0	267.2	3.0	3 747 682	0.3

注: 1) 平成12年4月から介護保険制度が施行されたことに伴い、従来国民医療費の対象となっていた費用のうち介護保険の費用に移行したものがあるが、これらは平成12年以前、国民医療費に含まれていない。

2) 国民所得は、内閣府発表の「国民経済計算」(平成20年12月発表)による。

3) 人口一人当たり国民医療費を算出するために用いた人口は、総務省統計局による「国勢調査」及び「推計人口」の総人口である。

表2 制度区別国民医療費

制度区分	平成19年度		平成18年度		対前年度	
	推計額 (億円)	構成割合 (%)	推計額 (億円)	構成割合 (%)	増減額 (億円)	増減率 (%)
国民医療費	341 360	100.0	331 276	100.0	10 084	3.0
公費負担医療給付分	23 002	6.7	22 125	6.7	878	4.0
医療保険等給付分	167 576	49.1	159 272	48.1	8 304	5.2
医療保険	164 782	48.3	156 480	47.2	8 303	5.3
使用者保険	78 163	22.9	75 411	22.8	2 752	3.6
被保険者	38 838	11.4	37 344	11.3	1 494	4.0
被扶養者	34 848	10.2	34 464	10.4	383	1.1
高齢者(1)	4 477	1.3	3 603	1.1	875	24.3
国民健康保険	86 619	25.4	81 069	24.5	5 551	6.8
高齢者以外	61 908	18.1	61 721	18.6	186	0.3
高齢者(1)	24 711	7.2	19 347	5.8	5 364	27.7
その他(2)	2 793	0.8	2 792	0.8	1	0.0
老人保健給付分	102 785	30.1	102 325	30.9	461	0.5
患者負担分	47 996	14.1	47 555	14.4	441	0.9

注: 1) 被用者保険及び国民健康保険適用の高齢者は70歳以上である。

2) 労働者災害補償保険、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、防衛省職員給与法、公害健康被害の補償等に関する法律による補償等による医療費である。

表3 財源別国民医療費

財源	平成19年度		平成18年度		対前年度	
	推計額 (億円)	構成割合 (%)	推計額 (億円)	構成割合 (%)	増減額 (億円)	増減率 (%)
国民医療費	341 360	100.0	331 276	100.0	10 084	3.0
公庫料	125 271	36.7	121 274	36.6	878	4.0
地方料	84 300	24.7	81 895	24.7	2 405	2.9
保険料	40 971	12.0	39 379	11.9	1 592	4.0
事業主被保険者	167 898	49.2	162 245	49.0	5 653	3.5
被保険者	69 241	20.3	66 923	20.2	2 318	3.5
患者負担(再掲)	98 657	28.9	95 322	28.8	3 335	3.5
患者負担(再掲)	48 190	14.1	47 757	14.4	433	0.9

注: 患者負担及び原因者負担(公害健康被害の補償等に関する法律による補償等による医療費)

表4 診療種類別国民医療費

診療種類	平成19年度		平成18年度		対前年度	
	推計額 (億円)	構成割合 (%)	推計額 (億円)	構成割合 (%)	増減額 (億円)	増減率 (%)
国民医療費	341 360	100.0	331 276	100.0	10 084	3.0
一般診療医療費	256 418	75.1	250 468	75.6	5 950	2.4
入院医療費	126 132	36.9	122 543	37.0	3 589	2.9
病院	121 349	35.5	117 885	35.6	3 464	2.9
一般診療所	4 782	1.4	4 658	1.4	124	2.7
入院外医療費	130 287	38.2	127 925	38.6	2 362	1.8
病院	51 753	15.2	51 058	15.4	695	1.4
一般診療所	78 534	23.0	76 867	23.2	1 667	2.2
歯科診療医療費	24 996	7.3	25 039	7.6	△ 43	△ 0.2
薬局調剤医療費	51 222	15.0	47 061	14.2	4 161	8.8
入院時食事・生活医療費	8 206	2.4	8 229	2.5	△ 24	△ 0.3
訪問看護医療費	518	0.2	479	0.1	39	8.1

DATA FILE

厚生労働省ではさきごろ、平成19年度国民医療費の概況についてとりまとめた。それによると、19年度の国民医療費は34兆1360億円、前年度の33兆1276億円に比べ1兆0084億円の増加となった。また、国民一人当たりの医療費は26万7200円、前年度は25万9300円で7900円(3.0%)増となった。これを年齢階級別にみると65歳未満で16万3400円、65歳以上は64万6100円となっていることがわかった。

★新日本保険新聞社 新商品のご案内★

商売繁盛DVDシリーズ No.14／法人攻略

待望のシリーズ第14弾完成!!



DVD

R

78 min

お金持ちを惹きつけるアプローチが満載! お客様の門戸はいつも開いている。
こんな資産家攻略法、はじめて聞いた!

講師 岐ライフプランニングコンサルタント 代表取締役
ファイナンシャルプランナー CFP® 杉井 克彦

定価

7,430円

(消費税込み・送料実費)

保険営業マンにとって「資産家マーケット」ほど魅力のあるものはないでしょう。何とかして資産家と呼ばれる人達と縁ができるないか思いをめぐらす業界人はたくさんいます。しかし、思いとは裏腹に敷居の高さから手をつける前から敬遠する向きが多いのも事実です。

講師の杉井氏は税理士として多くの資産家からの税務相談、相続相談を手がけ、資産家の赤裸々な悩みや思いに日々接しています。そこから得た資産家の生の姿をここではあますごとなく披瀝しています。いかにすれば資産家の心を的確につかみ、スマーズな保険提案に結び付けることができるのか、具体的にポイントをあげて平易に解説しています。

あなたの周囲にも資産家はいくらでもいます。少しの「きっかけ」と「コツ」さえつかめば、資産家攻略は難しくはありません。このDVDにはその「きっかけ」と「コツ」が満載されています。成功への入口はここにあります。

CHAPTER

1. 自己紹介 ~ターゲットはどんな資産家?~
2. 意外と低い高齢者の加入率 ~資産家には4つの特徴がある~
3. 税理士とは必ずタイアップ ~ロングバットをワンバットで沈める必勝法~
4. 家族のキーマンは誰か? ~全員参加で成約率アップ~
5. お客様はどこにいる? ~資産家なら業種は何でもいい!~
6. 基礎データの収集を怠るな! ~名寄せ台帳か固定資産税明細をゲットせよ~
7. 相続対策には生命保険 ~保険タイプはまず終身から~
8. 提案からクローズ時の注意点 ~標準下体でも提案すること~



DVD

R

50 min

社長の「困った」を一挙に解決! 生命保険を活用した資金対策に新手法!
法人で終身がん保険が売れる理由。

講師 社会保険労務士/ファイナンシャルプランナー (CFP®) 笹原 悅子



定価

7,430円

(消費税込み・送料実費)

低迷する法人市場に今再び、チャンス到来! 継続雇用制度を活用した生命保険販売とは? 高年齢者雇用安定法の改正により、経営者は、65歳までの人事費はどう削減するか、新たな悩みに直面しています。そして団塊の世代の大量定年を迎え、実際に企業の8割が、継続雇用制度の導入を実施しています。そこで問題となるのが、会社と従業員にとって最も合理的な賃金の算出方法です。

「何とか従業員のモチベーションを保ったまま、人事費の削減はできないものか!」—そんな社長さんの悩みを一挙に解決する、「生命保険を活用した資金対策の新手法」をご紹介します。

ズバリ、給与がダウンしても手取りが変わらない?!—新日本保険新聞へ「FP知識を駆使した生保販売」を連載中の社会保険労務士/ファイナンシャルプランナーの笹原悦子氏が、従業員の満足を得られ、かつ会社にとっても人事費負担を大幅に抑制できる全く新しい方式による賃金決定方法を鮮やかに紹介! 継続雇用賃金の決定プロセスのなかで、終身がん保険などの全員加入の福利厚生プランの導入が可能になります!

CHAPTER

1. 継続雇用制度を活用した生命保険販売とは?～企業への新たな提案話題を紹介～
 2. 経営者にとっての新たな悩み～65歳までの人事費はどう削減する?～
 3. 従業員のやる気をなくさず削減?～企業の8割以上が継続雇用制度を導入～
 4. 年金や給付金をとことん活用!～給与ダウンでも手取りが変わらない?～
 5. 継続雇用時の給与は多くても少なくともダメ～給付金・年金・給与の最適な組み合わせ～
 6. 月々の給与はこうやって決めよう～退職金制度の併用でこんなメリットが!～
 7. 累積なしで退職金を受け取る方法～余裕のできた資金で退職金準備を～
 8. 継続雇用給与の見直しで保険料を掛け!～決め手は全員加入の福利厚生プラン～
 9. 生命保険の活用で退職金制度を!～企業が存続する限り直面する課題～
- 付録: パワーポイントスライド「継続雇用制度を活用した生命保険販売」



DVD

R

74 min

100年に一度の危機は、100年に一度のチャンス! 急増する遞増定期の解約!
法人契約見直しのタイミングは いまだ!

講師 有限会社インシュアランネットサービス 代表取締役 中瀬 敏



定価

7,430円

(消費税込み・送料実費)

今から十数年前、一大保障見直しブームが業界を席巻しました。当時、大手各社の主力商品であった更新型定期特約付き終身保険に対してカタカナ生保を中心に徹底した保障見直しが繰り広げられ、すさまじいまでの業績を上げたセールスマン、代理店が全国にあふれました。

現在、そのような保障見直しが再び起こりつつあります。昨年の金融不安、景気後退は消費者の生活にも大きな影響を及ぼしています。生活を切り替えて、節約することで生活防衛に走る人が激増しています。そんな時、真っ先にやり玉に挙がるのが毎月、固定費として支出される生命保険です。テレビや週刊誌では保険見直しに関する記事が目白押しです。見方を変えれば今ほど生命保険に関する関心が高まっているときはありません。

インシュアランネットサービスの中瀬敏代表の元にはそのようなお客さまからの相談が殺到しています。特に企業経営者からの遞増定期保険見直し、解約に関する相談が急増しています。いかにすれば自社(あなた)の契約に切り替えられるか、そのテクニックを公開しています。「100年に一度のチャンス」に乗り遅れないで下さい。

CHAPTER

- 自己紹介～不況時には「保障見直し」の機運が高まる～
- 1.1. 急速に収縮する市場にどう対応するか?～今、再び保障見直しの時代へ～
 - 1.2. 今、法人市場に起こっていること～递増定期を解約するタイミングを見逃すな!～
 - 2.1. 今までとは180度転換した提案を!～なぜ「保険」であるかを再確認してもらう～
 - 2.2. 経営者に個人保険を提案～個人保険の方が高い維持率～
 3. 悩みを聞きだせば、突破口は開かれ!～「融資の情報」と「取引先の拡大」～
 4. 営業は「マーケティング」と「セールス」～効果的なチラシ・アイデアを紹介～
 5. 時代に見合った話題、そして提案～トレンドをつかまえないとの外れな営業に～
 6. 景気に左右されない顧客開拓～富裕層の門戸はいつも開いている～
 7. 個人保険の見直しの動向～ピンチをチャンスに変える営業を!～

●注文書●(平成21年 月 日)

送信先 株新日本保険新聞社 (FAX 06-6225-0551)

商売繁盛DVDシリーズ No.14 こんな資産家攻略法、はじめて聞いた!	個
商売繁盛DVDシリーズ No.13 法人で終身がん保険が売れる理由。	個
商売繁盛DVDシリーズ No.12 法人契約見直しのタイミングは いまだ!	個

●会社名

●支社名

●機関名

●担当者名

●送付先 (〒)

●FAX

■申し込み方法

下記あて、はがきかFAXでお申し込みください。

お急ぎの場合は左の
FAX送信票でどうぞ!

■ホームページからのお申し込みもできます。

<http://www.shinnihon-ins.co.jp/>

■代金払い込み方法

着荷後、同封の振替用紙をご利用のうえ、お払い込みください。

■申し込み先

〒550-0004 大阪市西区鞠本町1-5-15

電話 (06)6225-0550(代表)

FAX (06)6225-0551

新日本保険新聞社